

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課
医療経理室

令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金について

新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、医療機関・薬局等における感染拡大防止対策に要するかかり増し費用を補助することにしましたので、下記について御了知の上、事業の実施にご協力をお願いします。

記

1. 本補助金の案内及び周知について

本補助金は国の直接補助事業としているため、補助の申請は医療機関等から直接、厚生労働省に行われますが、医療機関等に対して円滑かつ迅速に補助金を交付できるよう、本事務連絡の添付資料により、2. の補助の対象となる医療機関等に案内していただくとともに、貴管下の政令市及び特別区に周知いただくようお願い申し上げます。

また、申請方法は医療機関等の事務の簡素化の観点から、領収書等の証拠書類の添付を省略し、インターネットを利用した電子申請を予定しており、電子申請は11月1日（予定）に以下の厚生労働省ホームページに掲載します。

※ 厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html

2. 補助の対象となる医療機関等について

補助の対象となる医療機関等については、「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付について」（令和3年10月7日厚生労働省発医政1007第6号）の別添の交付要綱3（1）に定める「院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者及び助産所」であることを要件としています。

3. 補助基準額（上限額）及び補助の対象経費

（1）補助基準額（上限額）

補助基準額（上限額）は、以下の区分ごとに、それぞれ次に定める額となります。

- ・ 病院・有床診療所（医科・歯科） 10万円
- ・ 無床診療所（医科・歯科） 8万円
- ・ 薬局・訪問看護事業者・助産所 6万円

(2) 補助の対象経費

補助の対象経費については、令和3年10月1日から令和3年12月31日までにかかる新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策に要する次の経費です（従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）。

- ・賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

4. コールセンターについて

本補助金の内容や申請方法等について照会を受け付けるコールセンターを設置していますので、医療機関等から照会があった場合には、ご案内をお願いします。

○厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話番号：0120-336-933（平日9:30～18:00）

<添付資料>

- (1) 補助の対象となる医療機関等あて案内文書
- (2) 本補助金の概要資料
- (3) 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金に関するQ&A
- (4) 「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付について」（令和3年10月7日厚生労働省発医政1007第6号）